

障害者自立支援法の早期改善を求める意見書

国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団においては、平成22年1月7日に基本合意を締結し、速やかに応益負担を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施することとしている。

また、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担制度の速やかな廃止のため、本年4月より低所得者の障がい者及び障がい児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じることとしている。

しかしながら、自立支援医療に係る利用者負担は当面の課題とされ、また、市町村民税課税世帯では、応益負担が残されており、その他の課題についても早期の改善が求められている。

よって、国においては、新たな総合的な福祉法制の実施を待つことなく、下記の事項を早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 障害者が生きるための介護（サービス）への一割負担をやめ「応益負担」は撤廃すること。
- 2 障害者を施設から追い出し、施設利用を制限する「障害程度区分」は、抜本的に改善し、一人ひとりにあった支援策を確立すること。
- 3 障害者施設への報酬単価を引き上げ、報酬の日割り制度をあらため、施設の経営を守ること。
- 4 自立支援医療に係る利用者負担を軽減すること。
- 5 障害児の福祉は児童福祉法を基本とし、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣 鳩 山 由 紀 夫 様
厚 生 労 働 大 臣 長 妻 昭 様